

## おしらせHOTコーナー

**障がいのある方に対する経済的支援**

市では、障がいのある方を対象に障がい者手帳の等級などにより、各種経済的支援を行っています。  
なお、支援を受けるためには申請が必要です。

▼**重度心身障がい者医療費助成**  
医療機関や薬局で支払った医療保険適用内の自己負担分を助成します。  
市内に在住する障がい者(児)の方で、次のいずれかに該当する方  
▼身体障害者手帳1〜3級、療育手帳A、Bおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方  
▼身体障害者手帳4級の一部、精神障害者保健福祉手帳1、2級で後期高齢者医療制度の障がい認定を受けた方

### ふれあい福祉コーナー

#### 障がいのある方に対する経済的支援

▼**在宅重度心身障がい者手当**  
年2回(9月、3月)月額5000円を支給します(障がい者手帳の新規取得または等級変更の年齢が65歳以上の方は、月額2500円を支給します)。

▼**身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、Bおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方で、特別障がい者手当**  
障がい児福祉手当などを受けていない方  
※施設に入所の方は除きます。また、手当の対象者が住民税を課税されている場合は支給を停止します。

▼**特別障がい者手当**  
年4回(2月、5月、8月、11月)

月額2万7350円を支給します(所得制限あり)。  
20歳以上で身体または精神の重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護を要する状態の方  
※施設に入所中の方および継続して3カ月を超えて病院などに入院中の方は除きます。

#### 障がい児福祉手当

年4回(2月、5月、8月、11月)月額1万4880円を支給します(所得制限あり)。  
20歳未満で、日常生活で特に制限のある方(身体障害者手帳1級および2級の一部、療育手帳A、常時介護を要する精神障がい者など)  
※施設に入所中の方および障がい者支給事由とする年金を受給している方は除きます。

問 障がい福祉課 ☎453

## 糖尿病の重症化に注意しましょう

高齢化が進む中で生活習慣と社会環境の変化に伴う糖尿病患者数の増加が課題となっています。  
糖尿病を放置しておく・・・



といった重大な合併症に繋がります。

糖尿病は自覚症状がなく病状が悪化します！  
毎年、特定健診を受けて自身の状態をチェックすることが進行を食い止める第一歩です。  
また食生活や運動習慣といった生活習慣を改めて見直してみましょう。



問 国保年金課 ☎214

## 法律相談コラム

法律相談などで多い事例とそのアドバイス

### 期間限定キャンペーンの継続

#### 事例

私の経営している学習塾では、開校時から1年間限定で入会金半額のキャンペーンを実施してきましたが、好評だったことから、もう1年延長しようと考えています。何か法律上の問題はありますか。

#### 回答

不当な景品類および不当表示防止法(以下「景表法」)は、消費者が誤認する恐れがある不当な表示を禁止しており、違反した場合には消費者庁による措置命令や課徴金が課される可能性があります。また、事業者名と違反事実も公表されます。

期間限定のキャンペーンは、期間内であれば通常価格より特に安価であると強調して入会を誘引するものであり、当該期間の継続・延長などを繰り返すことにより、実際には期間を限定していないものと判断された場合は、消費者を誤認させる不当な表示として、景表法に違反する可能性があります。

具体的にどの程度繰り返せば違反となるかは、ケース毎に異なりますので、公表された過去の違反事案を参考にするとよいでしょう。一般的には、2年から5年の長期にわたり複数回継続すると措置命令を受けようですが、値引きされた金額や誤解を与える表現の程度、事業者や商品の社会的影響力などが考慮されているといえるでしょう。

質問のケースについては、1回目の延長ではありますが、期間が1年と長期であること、開校時からキャンペーンを実施していることから通常価格での販売実績がなく、最初から半額の前で通常価格が設定されていたとして不当な表示と捉えられる恐れはあります。

できる限り違反の可能性を低くするためには、延長期間を短くする、通常価格の期間を相当程度経ってから再度実施する、長期・複数回にわたる延長を避けるなどの工夫をする必要があります。また、消費者庁表示対策係にあらかじめ問い合わせをすることも有効です。

景表法には、このほかにも日常生活に密接に関連する規制がいくつもありますので、気になる方は一度調べてみるとよいと思います。  
問 埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 富田陽平(弁護士)

## ゆるキャラ®グランプリ2020にエントリー

ハッピーこまちゃんが今年も「ゆるキャラ®グランプリ 2020」にエントリーしました。

皆さんからのたくさんの投票をお待ちしています。

問 秘書広報課 ☎373

#### エントリーNo.213

投票は、パソコン・スマートフォン・携帯電話から、1人1日1回できます。

投票期間 7月1日(水)午前10時～9月25日(金)午後6時  
投票方法などの詳細については、ゆるキャラ®グランプリホームページをご覧ください。

投票方法 右の2次元コードから投票ページに進めます。\*投票期間内のみ



たくさんの応援をお願いします!

## 図書館 だより

新しく入った両館所蔵の図書の一部を紹介いたします。

■一般書  
「輪舞曲」 朝井まかて 著

「修羅の家」 我孫子武丸 著

「迷宮の月」 安部龍太郎 著

「魔女たちは眠りを守る」 村山早紀 著

「クロス」 山下紘加 著

「さだの辞書」 さだまさし 著

■児童書  
「ゆりの木荘の子どもたち」 富安陽子 佐竹美保 絵

「かみさまのベビーシッター」 廣嶋玲子 木村いこ 絵

「やたいのおやつ」 ふじもとのりこ 作・絵

「うさぎになったゆめがみたいの」 おくはらゆめ 作

「ぼくのポポポがこいをした」 村田沙耶香 米増由香 絵

■7月の上映会の日

○八條図書館  
▼児童向け 5日(日)・23日(祝) 午前11時

▼一般向け 12日(日)・24日(祝) 午後2時

○八幡図書館  
▼児童向け 12日(日)・26日(日) 午後2時

※上映内容など、詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

■7月の休館日  
八幡・八條図書館 毎週月曜日

駅前出張所図書窓口 毎週土・日曜日、23日(祝)・24日(祝)

八幡・八條図書館 毎週月曜日